

パブリックコメントの結果について

募集期間：平成22年12月1日～平成22年12月27日

応募件数：4件

番号	応募方法	募集要件	ページ 該当箇所	意見等	回 答
1	F A X	市内に事務所 等がある人ま たは団体等	5 ページ 2 の (5) 公共施設の 適正配置 (参考) ①既存施設 の有効活用	・一大小学校空き教室の有効活用の ひとつ 家族会の交流スペースとして提供 して欲しい。 (障害者のインフォーマルな支援者 としての家族会)	旧第一大成小学校は、市の分庁舎として現 在、市民課駅前分室・区画整理課・市民生活 センター及び書庫などとして利用されてお り、常時貸出可能な空き教室がない状況と なっております。 今後、住民の方が利用できる体制が整いま したら交流スペース等への利用も検討して まいります。 (担当：総務部管財課)

番号	応募方法	募集要件	ページ 該当箇所	意見等	回 答
2	F A X	市内に事務所等がある人または団体等	5 ページ 2 の (5) 公共施設の 適正配置 (参考) ①既存施設の 有効活用	市営住宅の高齢者ケア住宅を精神障害者にも広げて欲しい。(精神障害者のグループホームは数が少ない。)	<p>当市の高齢者ケア住宅は、高齢単身者専用住宅として建設されているため、入居できる方は高齢単身者に限定されており、基本的には申し込み順となっています。</p> <p>現在、高齢者ケア住宅は、多くの待機者がいる状況となっておりますが、自立した生活を送ることが可能であれば、高齢者で精神障がいを持つ方の入居も可能です。</p> <p style="text-align: right;">(担当：建設部建築住宅課)</p> <p>精神障がいの者のグループホームの数は、ここ1、2年で増加しており、今後も増えることが予想されますので、利用については福祉総務課窓口でご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">(担当：健康福祉部福祉総務課)</p>

番号	応募方法	募集要件	ページ 該当箇所	意見等	回 答
3	F A X	市内に事務所等がある人または団体等	7ページ 5の(1) 市民主権による協働のまちづくりの推進	精神障害者への直接的支援（広くいえば介護）は家族が担っている。障害者を支援していく段階で家族（会）へのアドバイスを必要としている。	<p>市では、障害者自立支援法に基づき精神障がい者等への支援を行っております。</p> <p>また、家族会については、会合等への参加要請があった場合には、参加しております。今後も、できる限り参加し、情報提供を行うとともに相談等に応えていきたいと考えておりますので、福祉総務課へお気軽にお申し出ください。</p> <p style="text-align: right;">（担当：健康福祉部福祉総務課）</p>

番号	応募方法	募集要件	ページ 該当箇所	意見等	回 答
4	F A X	市内に事務所等がある人または団体等	7ページ 5の(3) 市民が利用しやすい行政サービスの提供	精神障害者も市民である。 精神疾患も他の疾患の様に扱ってほしい。保健所、病院と相談ルートを区別しないで欲しい(心の相談対象が疑問) 触法精神疾患は別であるが。	市では、障がい者を含めた市民に対する様々な心の相談について、保健所、病院など相談ルートを区別することなく、福祉総務課及び健康推進課の窓口等で、対応しておりますので、お気軽にご相談ください。 なお、健康推進課で実施している『こころの健康相談』は、対象をこころの病気の治療をしていない方を優先しており、治療中の方は、主治医の指示と異なることを避ける必要性があることから、まず主治医への相談を勧めていることを申し添えます。 (担当：健康福祉部福祉総務課) (担当：健康福祉部健康推進課)